

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域、
同領域研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」
及び
同プログラム平成19年度採択研究開発プロジェクト

中間評価報告書

平成22年5月25日
独立行政法人科学技術振興機構
社会技術研究開発センター評価委員会

目 次

1. 評価の概要.....	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 評価の目的.....	2
1-3. 評価委員	2
1-4. 研究開発領域ならびに研究開発プログラムの概要	4
1-5. 評価方法	8
2. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」平成19年度採択研究開発プロジェクト中間評価.....	9
2-1. 研究開発プロジェクト「系統的な「防犯学習教材」研究開発・実践プロジェクト」	9
研究代表者：坂元昂（社団法人日本教育工学振興会 会長）	
2-2. 研究開発プロジェクト「犯罪からの子どもの安全を目指した e-learning システムの開発」	12
研究代表者：藤田大輔（大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンター教授 ／附属池田小学校 学校長）	
3. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」中間評価.....	15
3-1. 研究開発プロジェクトの選考	15
3-2. 研究開発プログラムの運営	16
3-3. 研究開発の進捗状況と成果.....	16
3-4. 研究開発プログラムの目標達成.....	17
3-5. 留意事項等.....	18
4. 「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域 中間評価.....	19
4-1. 研究開発領域の運営.....	19
4-2. 研究開発領域の目標達成	19
【参考資料】	
参考1：検討経緯.....	20
参考2：社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法に関する達.....	20

1. 評価の概要

社会技術研究開発センター評価委員会は、科学技術振興機構の「社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達」に基づき、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域、同領域研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の個別研究開発プロジェクト及びプログラム全体の中間評価を実施した。

1-1. 評価対象

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域（領域総括：片山 恒雄／東京電機大学 教授）に関する、同領域研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の平成19年度に採択された4研究開発プロジェクトのうち、研究開発期間が5年の2研究開発プロジェクト（別表）及び同プログラム全体に関する、平成21年度までの研究開発の進捗状況と研究開発成果を評価の対象とした。

（別表）

研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職
系統的な「防犯学習教材」 研究開発・実践プロジェクト	坂元 昂	社団法人日本教育工学振興会 会長
犯罪からの子どもの安全を目指した e-learning システムの開発	藤田 大輔	大阪教育大学 学校危機メンタル サポートセンター 教授/ 附属池田小学校 学校長

1-2. 評価の目的

研究開発プロジェクトの中間評価は、研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直し等を行うことにより、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

研究開発プログラムの中間評価は、研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直し等を行うことにより、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

研究開発領域の中間評価は、研究開発プログラム等の中間評価結果を受け、研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行う等、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター評価委員会が実施した。また、専門の事項を調査するために「犯罪からの子どもの安全」分科会を設置した。評価委員会及び分科会の構成員

は以下の通りである。

評価委員会委員

役職	氏名	現職
委員長	有信 睦弘	東京大学 監事
「脳科学と社会」 分科会主査	甘利 俊一	(独)理化学研究所 脳科学総合研究センター 特別顧問
	小川 眞里子	三重大学 教授
	鈴木 良次	金沢工業大学 教授／研究支援機構顧問
「情報と社会」 分科会主査	辻井 重男	中央大学研究開発機構 教授
	富浦 梓	東京工業大学 元監事
	中島 尚正	学校法人海陽学園 海陽中等教育学校 校長
「科学技術と人間」 分科会主査	似田貝 香門	東京大学 名誉教授
「犯罪からの子どもの安全」 分科会主査	向殿 政男	明治大学 理工学部 教授

「犯罪からの子どもの安全」分科会委員

役職	氏名	現職
主査	向殿 政男	明治大学 教授
委員	渥美 公秀	大阪大学 大学院人間科学研究科 准教授
委員	石橋 昭良	文教大学 人間科学部 臨床心理学科 准教授
委員	岩切 玲子	学校安全教育研究所 副代表
委員	大淵 憲一	東北大学 大学院文学研究科 教授
委員	杉浦 透	広島市 教育委員会青少年育成部育成課 主幹
委員	田代 光輝	ニフティ株式会社
委員	藤岡 一郎	京都産業大学 大学院法務研究科 教授
委員	無藤 隆	白梅学園大学 教授

1-4. 研究開発領域ならびに研究開発プログラムの概要

1-4-1. 研究開発領域の目標

- (1) 犯罪からの子どもの安全に取り組む人々と研究者の両方を含む関係者間で情報共有し協働するための開かれたネットワークを構築する。
- (2) 本領域の活動が、我が国において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、定着する一つの契機となることを目指して、防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法を創出する。
- (3) 子どもが犯罪被害に巻き込まれるリスクの低減を目指して、科学的知見及び手法を活用し、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策について、政策提言、実証等の具体的成果を創出する。

以上の目標に向けて研究開発を推進するに当たっては、子どもを犯罪から守る取組を強化することが、他の重要な価値を損なうことにならないよう留意する必要がある。本領域においては、信頼できる人間関係の下、子どもを健全に育成し、安心して生活が営める地域社会作りに資する成果の創出を目指して研究開発を推進する。また、子どもを犯罪から守る取組は多様な人々の協働によって担われるものであり、本領域における研究開発も、取り組む課題と関係する人々の協働により実施する。

さらに、本領域において、子どもとは未成年（20歳未満）とするが、問題や取組によって対象となる年齢層が異なることを踏まえ、研究開発を推進する。

1-4-2. 研究開発領域の構成

本領域は、以下の項目により構成される。

◇ 開かれた関係者のネットワークの構築

◇ 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の実施

前者は、目標（1）の達成に向けて社会技術研究開発センターの活動として実施するものである。

後者は、目標（2）と（3）の達成に向けて、公募により広く実施者を募り、研究開発プロジェクトを実施するものである。

1-4-3. 開かれた関係者のネットワークの構築

子どもを犯罪から守る取組を強化するためには、問題解決に取り組む人々と研究者の協働が必要である。協働がなされる環境を醸成するには、様々な人々が情報交換し、問題意識を共有することが可能な人的ネットワークの構築が重要である。

そこで、本領域では目標（1）を設定し、犯罪からの子どもの安全の問題解決に取り組む人々や問題解決に資する知見を有する研究者の探索、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催などを、領域運営の一環としてセンターが実施する。

ネットワーク構築と研究開発プログラムを同時に実施することにより、具体的な問題解決に取り組むための優れた研究開発提案が創出されるとともに、研究開発の成果が本プログラムの関係者以外にも広く普及し活用されることが期待される。また、本領域の活動を通して構築されたネットワークにより、領域が終了した後も新たな協働が生み出されることが期待される。

1-4-4. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」

目標（2）と（3）を達成するために、公募による研究開発を推進する。推進に当たっての問題意識と想定される主要な研究開発プロジェクトを例示すれば以下の通りである。これは、異なる内容の提案を排除するものではない。

（1）防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法の創出

近年、欧米を中心に犯罪予防を科学的かつ合理的に推進するための理論や技術といった知的基盤が整備されつつある。それとともに、防犯対策を評価・分析してその結果を公開し、政策決定上の優先順位付けにも反映させるなど、科学的な効果検証の要請が高まっている。我が国においても、近年は子どもの犯罪被害への不安が高く、学校や地域住民等による防犯活動が活発に行なわれているが、それらの取組が効果的かつ継続的なものとなるためには、取組の立案における科学的知見の活用や取組の効果検証及びフィードバックが課題である。

例えば、子どもの犯罪被害の量的・質的な実態の把握や、違法・有害情報等が子どもに与える影響など、防犯対策に資する知見を科学的根拠に基づいて収集しその活用方法を提言すること、これまで学校や地域等で実践されてきた防犯教育や防犯活動について、子どもの発達段階ごとの能力や地域のボランティア等が担いする負担を考慮に入れて評価・分析を行い、対策の効果を測定する手法を確立することなどが重要である。

その際、海外の事例が参考となる場合もあると考えられるが、欧米等で有効性が示された知見の収集・分析に留まらず、我が国独自の文化や法制度、社会システムを考慮した上で、我が国においてどのような対策が有効かを検証する視点が求められる。

（2）科学的手法・知見を活用した、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策の創出

各所で活発に行なわれている地域社会で子どもを守る取組が、効果的かつ持続的なものとなるためには、科学的手法及び知見の活用が課題である。また、これまでの取組を通して、子どもを犯罪から守るための取組を防犯対策として独立して扱うことには限界があり、子どもの育成や地域社会のあり方と密接に関連する問題として取り組むことが必要であるとの認識が共有されつつある。取り上げる問題や対策、地域の実情によって、家庭、学校、地域住民、自治体、NPO、企業などの関与する主体やその連携、防犯技術の活用のあり方等は多様であるが、子どもの犯罪リスクの低減を目標の一つとした地域社会システム全体の設計と実践及び評価が求められている。

例えば、子どもの健全な育成を損なわないよう留意しながら、地域を構成する多様な

主体がどのように役割分担や情報共有を行い、効果的に防犯対策を実施していくのか、その設計手法について科学的根拠に基づき提言すること、特定の地域において対策を実施し、その効果を科学的に評価することなどが重要である。また、見守りシステムや違法・有害情報等のフィルタリング技術をはじめとする防犯技術を、地域としてどのように受容し活用していくのかといった問題に関して、すでに防犯対策に使用され、または近い将来に使用されることが見込まれる技術については、それらを用いて防犯対策を実践し評価すること、将来の防犯対策に使用される可能性がある技術については、有効な技術開発のあり方と社会の受容について指針を示していくことが重要である。

このようなプロジェクトを実施することにより、プロジェクト終了後も、地域において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、地域の実情の変化に合わせて対策を更新していくサイクルが定着することを期待する。

なお、平成19年度から平成21年度までに採択した課題は、以下の通りである。企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間行う調査である。

<平成19年度採択研究開発プロジェクト>

研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
子どもの見守りによる安全な地域社会の構築 ハート・ルネサンス	池崎守	特定非営利活動法人さかい hill-front forum 理事長	3.5年間
系統的な「防犯学習教材」研究開発・実践プロジェクト	坂元昂	社団法人日本教育工学振興会 会長	5年間 *
子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立	原田豊	科学警察研究所 犯罪行動科学部 部長	4年間
犯罪からの子どもの安全を目指した e-learning システムの開発	藤田大輔	大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンター 教授 ／附属池田小学校 学校長	5年間 *

* 今回の中間評価対象 研究開発プロジェクト

<平成19年度採択研究開発プロジェクト企画調査>

企画調査プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
子ども中心の体験型安全教育プログラムの開発	清永賢二	日本女子大学人間社会学部 教授	6ヶ月間
子どものネット遊び場危険回避、予防システム開発の提案	下田博次	群馬大学社会情報学部 教授	6ヶ月間
ITを用いた子どもの安全確保の研究開発	松本勉	横浜国立大学大学院環境情報 研究院 教授	6ヶ月間
インテンショナル・インジュリー予防のための 情報技術	山中龍宏	独立行政法人産業技術総合 研究所デジタルヒューマン研究 センターCIPEC 代表*1	6ヶ月間
地域の防犯まちづくり活動計画作成推進支援 ツールの開発	山本俊哉	明治大学理工学部建築学科 准教授*2	6ヶ月間
幼稚園・保育所等における幼児の安全管理手法 確立のための研究開発	渡邊正樹	東京学芸大学教育学部 教授	6ヶ月間

＜平成20年度採択研究開発プロジェクト＞

研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
子どものネット遊び場の危険回避、予防システムの開発	下田博次	特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 理事長	4年間
犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練	仲真紀子	北海道大学 文学研究科 教授	4年間
虐待など意図的傷害予防のための情報収集技術及び活用技術	山中龍宏	独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン研究センターCIPEC 代表/*1 緑園子どもクリニック・院長	4年間
計画的な防犯まちづくりの支援システムの構築	山本俊哉	明治大学 理工学部 准教授 *2	4年間

*1 平成22年4月1日より、独立行政法人 産業技術総合研究所 デジタルヒューマン工学研究センター 傷害予防工学研究チーム長

*2 平成22年4月1日より、明治大学 理工学部 教授

＜平成20年度採択研究開発プロジェクト企画調査＞

企画調査プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
こころに着目して被害と加害をともに防ぐ	辻井正次	浜松医科大学子どもこころの発達研究センター 客員教授	6ヶ月間
子どもの感情理解・統御能力の測定と訓練	箱田裕司	九州大学人間・環境学研究院 教授	6ヶ月間

＜平成21年度採択研究開発プロジェクト＞

研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
子どもを犯罪から守るための多機関連携モデルの提唱	石川正興	早稲田大学法学学術院 教授 社会安全政策研究所 所長	2.5年間
犯罪の被害・加害防止のための対人関係能力育成プログラム開発	小泉令三	福岡教育大学 教育学研究科 教授	3年間
被害と加害を防ぐ家庭と少年のサポート・システムの構築	辻井正次	浜松医科大学子どもこころの発達研究センター 客員教授 中京大学 現代社会学部 教授	3年間
子どもの犯罪に関わる電子掲示板記事の収集・監視手法の検討	中村健二	株式会社関西総合情報研究所 執行役員統括マネージャー*3	1.5年間
演劇ワークショップをコアとした地域防犯ネットワークの構築	平田オリザ	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 教授	3年間

*3 平成22年4月1日より、立命館大学 情報理工学部 情報システム学科 助手

＜平成21年度採択実行可能性調査＞ *4

実行可能性調査	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
保健室ネットワークによる子どもの危険への対処	宮尾克	名古屋大学大学院情報科学研究科 教授	6ヶ月間

*4 実行可能性調査：研究開発プロジェクトとしての実行可能性を半年間で調査し、その結果に基づき、改めてプロジェクトとしての採択・不採択について評価を行うことを条件としたもの。

1-5. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的な方法として、「ピアレビュー」と「アカウンタビリティーの評価」という二重構造で評価することとしている。今回の中間評価では、分科会は、主として平成19年度採択の研究開発プロジェクトについて「ピアレビュー」、すなわち当該領域に関わる専門家による専門的観点からの評価を実施した。また、「アカウンタビリティーの評価」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価に関しても、分科会の意見を付して評価委員会に報告した。評価委員会は、分科会の報告を踏まえ、研究開発プログラム及び研究開発領域の評価を含む「アカウンタビリティーの評価」を行った。

「ピアレビュー」の観点の評価においては、目標達成、学術的・技術的貢献、社会的貢献、副次的貢献、成果の社会での活用・展開、費用対効果比、実施体制と管理運営を評価項目とした。「アカウンタビリティーの評価」においては、得られた成果の、政策・行政等への反映、解決への活用状況、及びそれらの見通し、新たな研究展開の見通しを得ることへの貢献、投入された資源（資金、人）に対する成果の妥当性を評価項目とした。

評価にあたっては、本評価のために片山領域総括が作成した『社会技術研究開発事業「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」中間評価用資料（研究開発領域・プログラム 活動報告書）』、研究実施者が作成した「研究開発実施成果中間報告書」、領域総括及び研究代表者による研究開発内容のプレゼンテーション及び意見交換を基に行った。

2. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」 平成19年度採択研究開発プロジェクト中間評価

2-1. 研究開発プロジェクト「系統的な「防犯学習教材」研究開発・実践プロジェクト」

研究代表者：坂元 昂（社団法人日本教育工学振興会
会長）

2-1-1. 研究開発の進捗状況と今後の見込み

今後計画を一部修正することで、研究開発プロジェクトの目標は達成可能と評価する。

本研究開発プロジェクトの目標は、地域特性に即した研修会を地域主体で実施する「地域自立型研修会」を支援するための、子どもを守る防犯リーダー及びコーディネーター育成のための教材プログラム及び支援システムの確立である。具体的には、下記①②を、PDCA（Plan 計画、Do 実行、Check 評価、Action 改善のプロセス）を経て開発し、実践普及に供すること、①②の育成プログラムを効果的効率的に運営するための支援システムとして③を構築し、提供することを上記の目標の中に設定した。

- ①「子どもを守る防犯リーダーの防犯指導力育成プログラム」（能力規準・基準表、研修カリキュラム、テキスト、Web教材、研修会講師用テキスト、評価項目のセット）
- ②「子どもを守る防犯コーディネーターの防犯リーダー指導力育成プログラム」能力規準・基準表、研修カリキュラム、テキスト、Web教材、評価項目のセット）
- ③「防犯指導支援システム」（防犯特性分析システム、防犯指導効果調査システム、防犯情報検索システムを含む）

以上の目標は明確であり、目標からの乖離はないと評価する。

研究開発の進捗状況については、平成21年度から実証地域における研修会の実施、テキスト試作版の作成、及び防犯指導効果調査システムの試行が行われたが、計画に比べてやや遅れているようである。特に、試作した教材の試行的使用を早期に進め、平成22年度以降の教材開発及び支援システム開発にフィードバックし、PDCAサイクルを何回回すかが成果につなげるためには重要と考えられるので、今後の進展に期待したい。

研究開発実施体制として、調査・実践・検証グループ、防犯情報分析グループ、教材開発グループ、防犯指導支援システムグループの4グループがそれぞれの専門性を生かした機能を果たしており、2カ月に1回のリーダー会議において進捗状況の報告を行う等、実施体制や研究代表者のマネジメントはほぼ適切と評価する。今後もグループ間の連携を強化し、研究代表者が強いリーダーシップを発揮することに期待したい。

今後の目標達成に向けて、理論的な裏付けやシステム作りについては方策が見えるようだが、現実にこれらをどのように利用し、子どもたちの安全を守るかについては、予想することが困難に感じられた。教材作成に重点が置かれているが、教材を活用する「場」の創出、例えば、実証地域を増やし、その地域社会が抱えている問題と関連させて後継者育成の土壌を生み出す工夫、及び成果を普及、定着させる活動を強化する仕組みについても、

手がけていくことが必要ではないか。

2-1-2. 研究開発成果の現状と今後の見込み

今後計画を一部修正することで、領域の目標達成に貢献する成果が得られると評価する。

現時点で、防犯指導力規準表・基準表の作成、研修用教材の試作版の開発、防犯指導効果調査システムの構集（自己評価のチェック）、防犯特性分析システムの構築・改良、防犯遠隔学習システムに含まれる防犯情報検索システムの構築と試行、PDCA を目的とした研修会の実施等、計画された成果がほぼ出ている。ただし、これらが現場で使われて効果が検証されるかは今後の課題である。

領域の設定する目標達成に貢献する成果としては、教材開発や防犯情報検索システムの公開等、ある程度得られていると評価される。教材に関しては、これまでの防犯に関する知識・知恵の集大成として網羅的であり、便利であるが、新たな知見や科学的根拠に関しては、あまり明確ではないようである。また、地域における防犯体制の確立・整備は大きな問題であり、本プロジェクトが地域特性に即した地域主体による「地域自立型研修会」の支援を目標とすることは重要な貢献と考えられるが、地域における防犯の現状とニーズの把握が十分でないと、本当に貢献する成果となるかどうかは判断できない。

今後、領域の設定する目標達成への貢献に向けて、現在開発中の教材やシステムが地域の防犯活動をしている人々に受け入れられるものとなるよう、実証地域において課題や修正についてのアドバイスを受け、社会で活用・展開が可能な成果を創出できるよう期待したい。社会での成果の活用・展開にあたっては、防犯コーディネーターや防犯リーダーのなり手が少ない現状をどう打開するのが最も大きな課題と考えられる。打開策に関して、その考え方、制度、動機付け、コーディネーター・リーダーの位置づけ、等を検討し、実質的に有効な提案があれば、領域の目標達成に貢献すると考えられる。

2-1-3. 現在の研究開発計画の通り進めてよいか

研究開発計画の部分的な修正が必要と評価する。

平成 21 年度から複数の地域で実証がスタートしており、今後成果と課題が見えてくるものと思われる。地域で実際に活動している方々との連携を密にし、PDCA を回していくことで、成果がよりよいものとなり、地域防犯力向上の新たなアイデアにつながることを期待される。また、現在開発中のツールが地域のニーズに叶ったものかどうかを確認する必要がある。さらに可能であれば、この試行を行っていない地域や他の試みを行っている地域を調査して有効性を検証すること、フォローアップをして試行が本当に根付いて機能しているかを調べることも考えて頂きたい。

領域の目標を達成するためには、本プロジェクトが他のプロジェクトと連携することも重要と考えられる。例えば、他のプロジェクトで調査した地域ニーズを本プロジェクトで活用する、または前述の他地域との比較といったことについて、連携を考えてはどうか。

2-1-4. 留意事項等

本研究開発プロジェクトは重要な活動であり、内容もかなり充実しつつあるので、全国的な運動、一般的な社会活動に繋げる試みをお願いしたい。そのためにはアウトリーチ活動も重要であり、研究開発の成果である学習教材や指導支援システムが新聞やテレビなどのメディアを通して報道されることも重要である。

地域による事情など、著作物の内容を改変する必要があると思われるので、改変をどこまで許容するかを明確にする必要がある。二次改変、三次改変や、利用シーン（教育目的・商用利用など）の条件など、クリエイティブコモンズは必須と考えられるので、プロジェクト内で検討していただきたい。（注：クリエイティブコモンズはWEBコンテンツ、音楽を含む著作物全般に対して適用される）

本プロジェクトでは、「安全な状態を作るためには、安全に関する理解が必要で、そのためには、教育を施さなければならない」という枠組みが強烈に働いていると思われる。この枠組外で、①すでに安全確保に効果のある活動をされている人々や、②子どもの心配だけは人一倍しているが安全と言われてもなかなか係われない人々への視線が乏しくなると思われる。①の人々から防犯活動はもとより、それ以外の地域活動を学び、防犯活動を地域の文脈の中に位置づけることも必要と考える。また、②の人々には、日々の生活の中で関心の持てることは何かといったことを尋ねていき、関心の集まる事柄と本プロジェクトとの関係を精査することも必要と考える。その結果、教材を用いた研修という形にこだわらず、成果が社会で活用・展開される場や方法を柔軟に考えることを期待したい。

本プロジェクトは、地域社会が貧弱になり、後継者不足に陥っている状況に対し、地域防犯活動の負担を減らし、地域住民が参加しやすいようなシステムを提供することにもつながると考えられるが、地域社会が求めるものは知識・知恵もさることながら、モチベーションを喚起し、継続性・持続性をもたらす成果物であることを考慮することを希望する。

2-2. 研究開発プロジェクト「犯罪からの子どもの安全を目指した e-learning システムの開発」

研究代表者：藤田 大輔（大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンター 教授/附属池田小学校 学校長）

2-2-1. 研究開発の進捗状況と今後の見込み

今後計画を一部修正することで、研究開発プロジェクトの目標は達成可能と評価する。

本研究開発プロジェクトの目標は、自尊感情や自己肯定感を基盤とした「安全直観力」の育成や主体的な危険回避能力の改善、さらには社会とのつながりの中で安全を共感し共有しようとする安全意識の形成と発展を目的とした、子どもが主体的な防犯意識を形成することのできる安全教育の e-learning 教材を開発すること、と明確に設定されており、目標からの乖離はないと評価する。

研究開発の進捗状況は、平成 21 年度前半までに e-learning 教材の一部（安全マップの作成）の開発が終了し、現在、大阪教育大学附属池田小学校において、開発教材を使用した安全学習の授業を実施しているが、安全の概念構造と指標開発、安全意識、行動解析等の成果を用いて e-learning 教材を開発するのはこれからであり、やや遅れていると評価される。

残りの e-learning 教材（登下校時の通学路の安全、放課後の安全、留守番時の安全、インターネット利用の安全）開発については、作業を複数のグループに分割し実施してきたが、グループを統合して場面別（登下校時の通学路の安全、放課後の安全、留守番時の安全、インターネット利用の安全）・発達段階別（小学校低学年、中学年、高学年）の学習項目をまとめている。また、システム開発業者の変更及び行動解析 G で予定していた内容についても計画変更があった。

研究開発実施体制や研究代表者のマネジメントに関しては、比較的適切であると評価する。当初 2 つのグループが統合される等、プロジェクト実施者間の信頼関係の構築や共通意識の形成に多くの努力を要するなど、様々な困難が生じたこと、プロジェクト実施者の数が多く、実施者の所属が全国各地に分散しているため、ミーティング日時の調整や情報共有、合意形成に多くの努力を要したことがあったようだが、5 グループを 3 グループ、さらに 1 グループに統合して改善を図っている。今後は全体で、体系的に取り組む姿勢が醸し出されることを期待したい。

今後の目標達成に向けては、遅れをとりもどすよう最大限努力し、実験校以外での実証に早期に着手して、その結果を内容に反映することを期待したい。

2-2-2. 研究開発成果の現状と今後の見込み

今後計画を一部修正することで、領域の目標達成に貢献する成果が得られると評価する。現時点で、安全マップについては開発を終了したこと、e-learning 教材の開発過程で 108

項目の学習項目及び各項目における効果的な学習方法と具体的な学習内容を整理したリストを作成し、教材に落とし込む作業を継続中であること、印象認知実験や通学路踏査実験の結果が得られていること等、計画されていた成果はある程度出ていると評価する。

安全マップに利用されているグーグルマップの利用そのものは目新しいものではないが、安全に関しての利用は新しいと思われる。また、大阪教育大学附属池田小学校が、2010年3月にISS（インターナショナル・セーフ・スクール：国際的に安全な学校）の認証を受けるために認証審査委員による事前実地調査を受けた際に、本プロジェクトの安全マップを使った安全学習システムを提示したところ、高い評価を得ていることから、国際的なレベルにやっと達するところまで来たと思われる。今後、安全の概念構造と指標開発等と共に、年齢と地域を考慮したシステムが出来上がれば、国際的にもある程度の水準に達すると思われる。

上記の通り、領域の設定する目標達成に貢献する成果が既に一部得られていると評価するが、今後、以下の点に配慮することにより、領域の設定する目標達成に貢献する成果を得ることが期待される。

現時点ではテーマの多くが社会での活用・展開という点からは、距離があるように思われるが、かなり普及しているシステムを利用している安全マップのような短期的に社会での活用・展開に近いものを通して、研究成果を広げて行くことが期待できる。

また、実験校における児童だけではなく、教師の反応も精査した上で、家庭及び地域社会での受け止められ方を真摯に聞くことも過程として取り入れることを期待する。

一般校でどれだけ利用できるようにカスタマイズできるか、地域の実情に合わせた効果的な防犯対策にできるか、については実証実験の結果にかかっており、今後の成果に期待したい。

2-2-3. 現在の研究開発計画の通り進めてよいか

研究開発計画の部分的な修正が必要と評価する。

早急にe-learningシステムを構築すると共に、特殊な学校のみでなく、我が国のどこの学校からでも自由に使えて、地域性等のカスタマイズが簡単なようなシステムにすることが望まれる。そのためにも、多くの学校及び学校を含む地域社会における実証実験が必要と考えられる。地域社会と連携して安全意識を高めて行くという視点も入れることが望ましいと考える。

2-2-4. 留意事項等

安全の概念構造と指標開発、安全意識、行動解析等を考慮しつつ、年齢に応じて変化するというe-learningシステムの視点は重要であり、価値は十分にある。e-learningシステムを使っていく場面においては、地域の違い、受け止める児童の違い、家庭の違い等に直面することが予想されるが、システムをそのまま使うことの工夫に加えて、地域社会の人々がそれぞれの地域の文脈に合わせてシステムを改変・更新できるような工夫についても、可能性を検討してはどうか。

取り組みとしてはすばらしく、注目も集めやすいと考えられるが、コンテンツのリリースをゴールとするのではなく、コンテンツのリリースをスタートとして、その後の改修スケジュールを考慮する必要がある。また、地域による事情など、内容を改変する必要があるプログラムと思われるので、改変をどこまで許容するかを明確にする必要がある。二次改変、三次改変や、利用シーン（教育目的・商用利用など）の条件など、クリエイティブコモンズは必須と考えられるので、プロジェクト内で検討していただきたい。

成果を社会で活用・展開する場合に中長期的な運用ができるかは疑問が残る。冊子やウェブコンテンツを作って終わりということではなく、一般的にウェブコンテンツは、3ヶ月～9ヶ月に1回程度の改修が必要であり、その後の改修を数年単位で計画しなければ、1年程度で陳腐化してしまう場合もある。改修には、外注以外に費用を抑えられる有志による方法などあると思われるので、検討が必要と考えられる。

なお、危険さを強調するだけでは子どもの側に地域社会や大人に対する不信感が強まるだけなので、子どもが社会的環境に対して本来持っている信頼感を伸ばしながら安全意識を高めたい、という研究代表者の考えは理解できるが、「安全直感力」「主体的危険回避能力」「社会とのつながりの中での共有安全意識の形成」等について、それらを評価する具体的な指標を示し、それらを高める方法についてもより明確にする必要があるのではないかと、との意見もあった。

3. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」 研究開発プログラム中間評価

3-1. 研究開発プロジェクトの選考

「犯罪からの子どもの安全」という領域設定は、社会のニーズを受け止めた適切なものであり、「犯罪」「子ども」「安全」のそれぞれとその関連性について科学的知見と手法でアプローチし、社会に有効な成果を生み出そうという考えは重要である。また、領域の設定にあたり、多くの人の意見を徴収して決定していったプロセスは大変良いアプローチであったと考える。

研究開発プロジェクトの選考については、選考方針を明らかにして公募し、二年度目以降も選考方針を再確認しつつ、課題を領域関係者とともに検討した上で公募する等のきめ細かい選考方法がとられ、さらに事前に予期できなかったテーマに関する柔軟な姿勢等も慎重に行われており、何より、現場の役に立つ研究開発プロジェクトを選考するという方針が重要であり、評価できる。ただし、総合的な課題、個別的な課題という分類、及び、主として技術的要因、組織・仕組みの要因、人間的要因等の包括的な観点からの分類を明確にしておくことで、バランスの良いプロジェクト採択が可能になったのではないかと考えられた。

「犯罪からの子どもの安全」という問題解決型の研究開発プログラムは、その幅の広さから言って網羅することは不可能であろうが、バランスという観点は必要と考えられる。採択された研究開発プロジェクトは、犯罪から子どもを守るために重要な「危機意識の高揚」「安全教育」「安全管理」「地域関係機関との連携」の4つが、数の多少は別としてバランスよく組み込まれている。また、対策の分類（情報安全/情報空間、地域安全/現実空間、教育/啓蒙）も有効であると考えられ、領域の内容を拡大しつつも全体的な方向を保ちつつ、多様なアプローチを組み込むことに成功している。

なお、情報化の進展及びそれに伴う子どもたちの犯罪と被害の問題を考えると、今後に向けては情報安全/情報空間の対策を厚くする必要があったのではないかと、との意見もあった。また、研究として確立していない分野において、社会的ニーズのある臨床的なテーマを取り上げることは、導かれる結論が非常にわかりやすい反面、基礎研究、理論研究を取り上げることも考えられたのではないかと、フィールドワーク的手法に頼らざるを得ない点は、この領域の特性だが、臨床と基礎とを対に考えることも1つのやり方ではないかと、との意見もあった。

領域アドバイザーについては、研究開発プロジェクトに関わる分野をカバーして広く分布しており、現場で取り組む人と研究者とで役割が明確であり、評価できる。特に現場を熟知している領域アドバイザーを起用したことは、成果の社会での活用・展開には必要不可欠で、評価できる。

なお、領域アドバイザーは成果の社会での活用・展開に対してのナビゲーションともなりえるが、今回の報告ではその活動が具体的にみえなかった。領域アドバイザーに研究開発に対して、もう少し大きな影響力を持たせることで、より成果が社会に活用される期待

が高まるのではないかと考えられる。

3-2. 研究開発プログラムの運営

研究開発領域運営の基本方針において、領域全体としての成果を目指し、発信し学びつつ進めるというプロセスを重視し、領域全体の目標達成のための体制を構築し、強力なプロジェクトマネジメントの基に、各プロジェクトの連携を図り、協働したアウトリーチを実行し、領域目標の実現に努めている。その明確な方針の下で、領域総括・領域アドバイザー等の領域マネジメントグループが採択後のプロジェクトマネジメントに積極的に関与し、プロジェクトの進捗状況を把握・評価し、研究実施者へのフィードバックのための多様な活動を実施していることは先進的で有意義な取り組みとして評価できる。例えば、月に1回程度領域会義を開催し、領域運営全般についての議論をしていること、各プロジェクトの打合せ会議等への参加等の積極的なアプローチを行っていること等により、活動が形骸化せず、マネジメント体制がしっかりしていると評価できる。

また、特に個別のプロジェクトのマネジメントのみならず、相互の関連を図り、社会への発信を進めている点で、従来にない積極的な研究開発プログラム全体の運営を行っており、上手く動いているように思える。研究開発実施者同士の横断的なつながりを重視することで、領域全体を網羅し、ニッチを見つけて補完することも可能とも感じられた。合宿を実施していることも非常にユニークで、効果が高そうに感じられる。ただし、各プロジェクト自体はそれぞれ独立でうごいており、連携は具体化されていないようである。

今後の研究開発プログラムの運営にあたって、以下の意見があった。

教育/啓蒙のプロジェクトと個別具体的なプロジェクトとの関係を明確にし、両者の連携を深くするのが、重要と考えられる。同時に両者の評価基準をある程度分けてマネジメントを行うことも必要であろう。

基礎的な研究開発に対しては、どこまでやったら社会での成果の活用・展開につながると判断できるかを明確にし、各プロジェクトに社会での成果の活用・展開への道筋を明らかにするように指示すれば、基礎的な研究開発であっても、研究開発プログラムの目標達成に寄与するものとなるであろう。

今回中間評価を行った研究開発プロジェクト「系統的な「防犯学習教材」研究開発・実践プロジェクト」に関して、地域の実態やニーズを調べている研究開発プロジェクト等との連携が必要ではないかと思われる。

3-3. 研究開発の進捗状況と成果

個々の研究開発プロジェクトに関して、その進捗状況が全て把握できたわけではないが、研究開発プログラム全体としては、課題を設定し、それを解決するための各分野からのアプローチを統合して、課題解決に資するという研究開発のアプローチで進められており、評価できる。ただし、各プロジェクトが各分野の先行事例について調査を行い、これまでに実施されていないこと、実施されているが科学的な知見としてまとめられていないことは何か、を明らかにし、独創性・新規性が何かを明らかにすることが必要と考える。

「犯罪からの子どもの安全」という新しい取り組みは、さまざまな分野に関連し、またそのものの専門分野がないことから、とりまとめには苦勞が伴うことが予想される。領域マネジメントグループが各プロジェクトの評価を行いながら、成果がよりよいものとなるよう指摘をし、各プロジェクトがそれを取り入れて遅滞なく進み、社会に貢献できることを期待する。

ただし、現時点では、統合、総括するということは模索中のところが大きく、今後の成果に期待したい。また、各プロジェクト間における連携が十分とは思われないので、お互いに協力しあう、または成果を相互に参考・利用することでシナジー効果が出ることを期待したい。「採択条件を厳しくし」「広く提案を募集し」「科学的手法と協働に基づく社会実装を強く意識し」「採択プロジェクト間の位置づけや関連」に留意した選考がなされたとしても、結果として、個々のプロジェクトの体系的な位置づけ・関連そして協働の実態が明確にならないと、各プロジェクトの個々の成果に留まり、各プロジェクトの「協働」の成果つまり研究開発プログラム全体としての成果につながらない可能性が考えられる。

今後は、具体的な成果物ができあがってくると思われるが、これらの成果物を社会で実証し、その効果を測定した結果を PDCA の 2 回目のループに組み込むかが次なるステップだと考えられる。同時に、社会で成果を活用・展開していくことを具現化し、社会的貢献に結びつけるためには、現実的、実行可能なものへと展開していく工夫がさらに必要と考える。

3-4. 研究開発プログラムの目標達成

研究開発プログラムが設定する目標の達成は、現状のままでほぼ可能であると評価する。

個々の研究開発プロジェクトの目標とする成果の達成はもとより、研究開発プログラム全体としての目標達成のために、領域アドバイザーの意見を反映しつつ、各プロジェクトのサイトビジット、進捗状況の聞き取り、運営に関する助言等、きめ細かいマネジメントが継続的に実施されることが必要であろう。細部にわたる改善すべき点は、領域マネジメントグループの指摘通りと思われ、さらに研究開発・実証に臨まれることを期待する。

その上で、以下の点について要望したい。

本研究開発プログラムでは社会的意義を強調し、社会への発信を進めると共に各プロジェクトの間のつながりを図る努力をして、研究開発領域としての成果を個々のプロジェクトの実施者に意識できるようにしていることは評価できる。今後は各プロジェクトを総括し、お互いの関係を明確にして、総合的に連携して「犯罪からの子どもの安全」に資するという体系的、総合的な観点を強化されたい。そうすることで、画期的・挑戦的な研究開発になると期待される。相互に関連して初めて総合的な子どもの安全環境を作ることができると期待される。

また、各プロジェクトの個別の成果を近い将来に実質的に広く社会での活用・展開につなげるために、継続的に役に立つ仕組みや継続的な活動にする道筋までの提案を含めた研究開発の方向付けを明確にされたい。途中の段階から成果を公表する等、常に目標達成の度合いを把握しながら進めていることは評価されるが、効果測定についての検討も含め、さらなる展開が期待される。結果として、将来、我が国における「犯罪からの子どもの安全

全」に関する人的ネットワークと、市民や行政、学会等の連携による総合的な活動に繋がることが期待される。

3-5. 留意事項等

研究開発実施者に大学関係者が多いのはやむをえないと思われるが、成果を社会で活用・展開する場合に中長期的な運用ができるかは疑問が残る。冊子やウェブコンテンツを作って終わりということではなく、一般的にウェブコンテンツは、3ヶ月～9ヶ月に1回程度の改修が必要であり、その後の改修を数年単位で計画しなければ、1年程度で陳腐化してしまう場合もある。改修には、外注以外に費用を抑えられる有志による方法などあると思われるので、検討が必要と考えられる。

今後各プロジェクトの成果をとりまとめていく際に、地域住民の側からの視点をいかに取り入れるかが課題になると考える。具体的には、子どもたちの安全を願う住民は領域全体を見渡すことはあっても、その体系を理解し個々のプロジェクトの成果を1つ1つ別個に評価した上で、特定の成果を選んで使う訳ではないと思われる。理路整然としたものではなくても、まずは、本領域には「何か使えそうなものがある」という実感を持ってもらえるような見せ方が必要と思われる。例えば、領域全体の成果をいわばパッケージ化し、住民の多様なニーズに様々に応じていけるということを示していくことが必要ではないかと思われる。

なお、地域社会への成果の活用というローカルな事柄と、科学技術的貢献というグローバルな側面を同時に進めることは困難かもしれないが、今後の課題の1つではないかと思われる。

4. 「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域 中間評価

4-1. 研究開発領域の運営

研究開発プロジェクトを選考し、研究開発プログラムとして運営、成果を創出し、目標を達成する観点については、研究開発プログラムの中間評価で記載した通りである。それ以外の観点について、ここでは記載する。

アウトリーチ広報として、「犯罪からの子どもの安全」シンポジウムの開催、ウェブサイトやメールマガジンによる領域の具体的な活動の紹介、国際犯罪学会への参加等、積極的な社会への情報提供活動を推進していることは評価に値する。特に開かれたネットワーク形成に係るメールマガジン「犯罪からの子どもの安全」の情報内容の質は高く、「犯罪からの子どもの安全」に関する情報把握ツールとして十分に機能している。研究開発領域が終了した後も持続的に存在し、その機能を高めていくことができれば、領域の成果の社会での活用・展開のひとつとして注視されるであろう。

シンポジウムの開催についても、研究途中から発信を行うことで、より内容が精査されたものとなる効果が見込まれる。また、犯罪は地域格差が激しいと考えるので、都市部だけではなく、郡部などいろいろなローカル性を考慮して開催されることを期待する。加えて、各プロジェクトが協働した機関（行政、学校、警察など）と協賛する形で、大小様々なシンポジウムやワークショップ等の開催による広報活動を継続的に実施することも考えられる。

領域マネジメントグループによる関連研究者へのインタビューや領域合宿は、領域全体に刺激を与え、仲間意識を醸成する試行と考えられる。今後、領域全体として、アウトプットを出した後の運用について計画を練り、社会での成果の活用・展開の方策に限定した合宿をする等、領域全体で討議を進めてはどうか。

4-2. 研究開発領域の目標達成

研究開発領域が設定する目標の達成は、現状のままではほぼ可能であると評価する。

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域は1つの研究開発プログラムだけが運営されているため、研究開発領域の中間評価は基本的には研究開発プログラムの中間評価と同じとなる。

これまでのところ、領域総括の明示している運営方針に基づき、多元・多層的ともいえる領域マネジメントが行われており、計画通りの進捗と領域全体の連携・広報への努力がみられ、領域の目標の達成が見込まれる。

また、「犯罪からの子どもの安全」に関して、人的なネットワークが出来つつあることは、評価でき、今後の発展が期待される。

今後は中間評価で見た課題に対し、領域マネジメントグループの積極的関与の下で、「領域全体の成果を目指す」「科学的なアプローチを大切にしつつ、社会実装を強く念頭に

置いた研究開発」「協働とリーダーシップの尊重」「研究開発途上での社会への発信」「社会の変化に留意しつつ、学びながら進める」等の運営方針に従って目標達成を目指して欲しい。

なお、領域全体の成果をある地域に投入した「領域モデル」を形成し、地域の実情に合ったアクションプランの実証とそれに基づく政策提言などによる具体的成果を見せる「受け皿」としてはどうか、との意見もあった。

また、地域において「犯罪からの子どもの安全」への取り組みをきっかけにして、地域の人々のコミュニケーションが活性化し、結果として新しい地域（コミュニティ）作りにつながる可能性があることも念頭において頂きたい、との意見もあった。

検討経緯

平成 2 1 年度第 3 回評価委員会

平成 2 1 年 1 1 月 9 日

議事：

1. 評価の予定と進め方について
2. 評価項目について

平成 2 1 年度第 1 回「犯罪からの子どもの安全」分科会

平成 2 2 年 2 月 9 日

議事：

1. 評価の進め方について
2. 評価対象課題プレゼンテーション
3. 総合討論

平成 2 1 年度第 2 回「犯罪からの子どもの安全」分科会

平成 2 2 年 3 月 1 8 日

議事：

1. 分科会報告書について
2. 総合評価について

平成 2 2 年度第 1 回評価委員会

平成 2 2 年 4 月 1 2 日

議事：

1. 評価対象課題プレゼンテーション
2. 「犯罪からの子どもの安全」分科会報告
3. 評価について

参考 2

社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達

(平成17年7月8日 平成17年達第91号)

改正 (平成18年11月22日 平成18年達第99号)

改正 (平成19年1月24日 平成19年達第4号)

改正 (平成19年4月11日 平成19年達第72号)

改正 (平成19年6月13日 平成19年達第80号)

改正 (平成19年11月28日 平成19年達第124号)

改正 (平成20年3月26日 平成20年達第27号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、事業に係る評価実施に関する達（平成15年達第44号）に定めるもののほか、同達第4条第2号の規定に基づき、社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 社会技術研究開発事業の目的は、社会における具体的問題の解決を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第3条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 緊密な共同研究を行う者
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者
- (6) その他社会技術研究開発センター（以下「センター」という。）が利害関係者と判断した場合

(評価の担当部室)

第4条 この達における評価の事務は、センター企画運営室が行う。

第2章 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第5条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発領域の設定並びに領域総括及び領域アドバイザーの選定の前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発領域の期間が5年を超える場合に、研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第6条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発領域の設定並びに領域総括及び領域アドバイザーの選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発領域
 - a 第2条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。
 - b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。
 - イ 領域総括
 - a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
 - b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」という。）の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。
 - ウ 領域アドバイザー
当該研究開発領域について、領域総括に対し適切な助言を行うための専門性を有していること。
- (3) 評価者
社会技術研究開発センター運営協議会（以下「協議会」という。）が行う。
- (4) 評価の手続き
センターの調査結果等を基に、協議会が評価を行う。

(中間評価)

第7条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的
研究開発プログラム等の中間評価結果を受け、研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行う

など、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

社会技術研究開発センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

研究開発プログラム等の中間評価結果を受け、評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

（事後評価）

第8条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発プログラム等の事後評価の結果を受けて、研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域の目標の達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

研究開発プログラム等の事後評価結果を受け、評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

（被評価者への周知）

第9条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

（評価方法の改善等）

第10条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第3章 研究開発プログラムの評価

（評価の実施時期）

第11条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発プログラムの設定前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第12条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 研究開発プログラム
 - a 第6条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。
 - b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。
- (3) 評価者
協議会が行う。
- (4) 評価の手続き
センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第6条に定める研究開発領域の事前評価に含めて協議会が評価を行う。

(中間評価)

第13条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的
研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
イ 研究開発成果の現状と今後の見込
なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第14条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラムの達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う

。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(被評価者への周知)

第15条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第16条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第4章 研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第17条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発予定期間が5年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。

(4) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第18条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

a 第13条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発提案であること。

b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、不採択者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第19条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第20条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 外部発表（論文、口頭発表等）、特許、研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第21条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、研究開発領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

(被評価者への周知)

第22条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第23条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第5章 プロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第24条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第25条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査
第12条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ プロジェクト企画調査計画
定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、不採択者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第26条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況
 - イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況
なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第6章 実装支援の評価

(評価の実施時期)

第27条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第28条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の対象

a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。

b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。

c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること

イ 実装責任者

実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 実装計画

a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。

b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。

c 適切な実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

プログラムオフィサー（以下「PO」という。）がアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、不採択者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第29条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の目標の達成状況

イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

POがアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第30条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装の継続的な実施状況や発展状況

イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

(被評価者への周知)

第31条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第32条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第7章 雑則

(その他)

第33条 この達に定めるもののほか、社会技術研究開発事業に係る課題評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則（平成18年11月22日 平成18年達第99号）

この達は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則（平成19年1月24日 平成19年達第4号）

この達は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成19年4月11日 平成19年達第72号）

この達は、平成19年4月11日から施行する。

附 則（平成19年6月13日 平成19年達第80号）

この達は、平成19年6月13日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成19年5月1日より適用する。

附 則（平成19年11月28日 平成19年達第124号）

この達は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成20年3月26日 平成20年達第27号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。